

国立大学法人島根大学役員会（臨時）〈議事要録〉

日 時 平成29年3月7日（火） 10:10 ~ 11:40
場 所 本部棟3階 特別会議室
出席者 服部学長，秋重理事，荒瀬理事，井川理事，松浦理事，江口理事
欠席者 藤田理事
〔陪席：千家監事，総務部長，企画・地域連携推進部長，財務部長，教育・学生支援部長，学術国際部長，医学部事務部長〕

議題1 平成29年度計画について

- 秋重理事から資料1により平成29年度計画（案）の文部科学省提出までの日程及び検討事項について説明があった後，各理事から担当分野の重点的取組みについて説明があった。
- 今後，若干の文言等の修正があることを踏まえたうえで，原案どおり承認された。

議題2 機構等の教員人事体制変更に基づく教員採用手続き（案）について

- 総務部長から資料2により機構等の教員人事体制変更に伴う教員採用手続きの見直し及び規則の整備について説明され，原案どおり承認された。

議題3 島根大学管理学則の一部改正等について

- 総務部長から資料3～5により機構の見直しによる改正，室の設置による改正及びこころとそだちの相談センター設置による改正の三つの理由に伴い，規則整備を行うことについて説明があった。
- 大学戦略企画室と事務組織上の企画戦略部の名称及びハラスメント対策室と学長特別補佐（ハラスメント対応担当）の名称について，再度考え方を確認することを前提に，承認された。

議題4 全学委員会の見直しに伴う各規則の改正について

- 総務部長から資料6により全学委員会の見直しに伴い，機構等に置く運営会議を中心に各規則に所要の改正を行うことについて説明され，原案どおり承認された。

議題5 島根大学管理学則及び学位規則の一部改正について

- 総務部長から資料7により人間科学部設置等に伴う教育学部の講座の廃止，共同研究講座及び共同研究部門の設置に伴い管理学則に所要の改正を行うことについて説明があった。

また，平成28年4月1日施行の管理学則及び学位規則の一部改正内容について修正する必要が生じたことから，管理学則及び学位規則に所要の改正を行うことが説明され，合わせて承認された。

議題6 国立大学法人島根大学教育職員の任期に関する規程の一部改正について

- 総務部長から資料8により各機構の組織再編に伴う名称の変更及び教員の異動に伴う経過措置について所要の改正を行うことが説明され，原案どおり承認された。

議題7 内部留保金使用に係る決算時の取扱い（案）の取止め及び「内部留保金」の取扱いについての一部改正等について

- 松浦理事から資料8により年度当初に定めた内部留保金の取扱いについて，文部科学省の指導を踏まえて所要の改正を行うことが説明された。

また，内部留保金の予算化が可能となったことから，内部留保金使用に係る決算時の

取扱い（案）は不要となったため、取止めることについて説明され、原案どおり承認された。

議題8 予算の補正に係る軽微なものの取扱いについての一部改正について

- 松浦理事から資料8により予算の補正のうち軽微なものの取扱いについて予算の補正区分による適用範囲を明確にするため、所要の改正を行うことが説明された。
- 今回の改正内容に加えて、冒頭の文書中の「なお、下記によるものについては、役員会の議を経たものとして学長決裁において処理する。」を「なお、下記によるものについては、学長決裁において処理する。」に変更することとし、承認された。